

時期豫防接種を受けるべき者の範圍、豫防接種の技術的な実施方法その他必要な事項とする。

第三條 市町村長は、保健所長の指示に基いて、市町村（特別區を含む。）において施行する豫防接種の期日及び場所を公告しなければならぬ。

第四條 市町村長は、保健所長の指示を受けて豫防接種を受けるべき者が他人に疾病を感染させる虞があると認めるときは、その者が豫防接種を行う場所に立ち入ることを禁止することができる。

第五條 市町村長は、前項の措置を取つたときは、保健所長の指示を受けて、その者について別に期日を指定して又は別に場所を定めて豫防接種を行わなければならない。

第六條 法第九條第三項に規定する期限は三十日以内とする。

第七條 市町村長は、保健所長の指示を受けて種痘を施行した日から起算して、生後初めて受けた種痘については、第六日から第八日までの間において、その他の種痘については、第二日から第三日までの間において種痘の検診の期日を指定しなければならない。

第八條 市町村長は、保健所長の指示を受けて豫防接種済證、

豫防接種法施行規則

豫防・保健法規編

行後三十日以内に豫防接種の記録を作成しなければならない。

豫防接種の記録の様式は、厚生大臣が別にこれを定める。

市町村長は、豫防接種の記録をその施行の日から起算し及びジフテリアについては八年間、その他の疾病については三年間保存しなければならない。

居住の場所を変更するときは、本人又はその保護者は現に居住する場所を管轄する市町村長から豫防接種の記録を受け取り、新しい居住の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない。

法第二十九條の規定により市町村長は、保健所長の指示を受け、この法律施行の際四十八箇月から六十歳に至るまでの者で、腸チフス又はパラチフスの豫防接種を受けていないもの、豫防接種を受ける期日並びに場所及び豫防接種に關する技術的實施方法を指定しなければならない。

市町村長は、豫防接種を行つたときは、豫防接種を受けた者の数を、年齢別及び疾病別並びに豫防接種の定期別に計算して保健所長に報告しなければならない。

市町村長は、豫防接種を行つたときは、豫防接種を受け

豫防接種済證及び法第十八條の證明書に代えて豫防接種手帳を作成し、必要な事項を記載して交付することができる。

豫防接種済證、種痘證、豫防接種済證、法第十八條の證明書及び豫防接種手帳の様式は、厚生大臣が別にこれを定める。

兒童福祉法（昭和二十二年法律第六十四號）の規定による母子手帳を有する乳兒又は幼兒に豫防接種済證を交付するときは、母子手帳にその旨を記載してこれに代へるものとする。

法第十七條但書に規定する者は、左の各號の一に該當するものとする。

- 一 痘種を受けた豫防接種については、法第九條第二項に規程する證明書を提示した者
- 二 法第十八條に規定する保健所長の證明書を提示した者
- 三 腸チフス又はパラチフスの豫防接種に對する禁忌徴候のある者

法第十九條の規定により市町村長（法第六條の規定による豫防接種については都道府縣知事又は市町村長、本條中以下同じ。）は、保健所長の指示を受けて豫防接種施

なかつた者の氏名を保健所長に報告しなければならない。

附則

この省令は、公布の日から、これを施行し昭和二十三年七月一日からこれを適用する。

種痘法施行規則はこれを廢止する。

○豫防接種法施行規則第六

條の規定による、痘そう、

ジフテリア、腸チフス、

バラチフス、發しんチフ

ス及びコレラの豫防接種

施行心得

昭和二十三年一月一日 厚生省告示第九五號

厚生省告示第九十四號

昭和二十三年七月厚生省告示第五十七號（兒童福祉法施行令第十三條第一項第一號の規定による保母養成施設指定の

件) 中千葉縣立保母養成所、千葉縣長生郡茂原町茂原千十六番地の次に左の施設を追加指定し、昭和二十三年九月一日からこれを適用する。

昭和二十三年十一月五日

名 稱	厚生大臣 林 義治
東京都立高等保母學院	東京都墨田區綠町四丁目十五番地
神奈川縣立廣濱保母學院	廣濱市南區平樂町西三十三番地
高知縣立保母養成所	高知市北門筋高知縣立女子專門學校内
福岡縣立保母專攻學校	福岡市島崎町六丁目五百一番地

一 痘種施行心得

定期の種痘は毎年少くとも二回(なるべく春秋二期)の時期を定めて施行しなければならない。

二 使用痘苗

生物學的製劑製造法規則(昭和二十二年厚生省令第三十二號)による檢定に合格した痘苗を使用しなければならない。

三 痘苗の貯藏法及び有効期間

使用の日まで錫氏零度以下に保存し、その有効期間は、預防接種法施行規則第六條の規定による、痘そう、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、痘しんチフス及びコレラの預防接種施行心得

檢定合格の日から二箇月以内とする。

四 痘苗の接種法

○一 施をおよそ一〇人分とする。

五 實施者の一般的な注意

常に丁寧な態度で實施に當り、いやしくも被接種者の取扱が粗雑に流れないよう注意しなければならない。急いで實施する場合でも、醫師一人について一時間に接種する人数はおよそ八〇人とする。

六 接種場

充分に廣く明るく清潔な場所を選び、換氣、室温等に注意しなければならない。

七 豫診

種痘施行前に被接種者の健康状態を尋ね、必要がある場合には診察を行わなければならない。

八 禁忌

左の各號の一に該当する者にはなるべく種痘を納致する方がよい。但し、痘そう感染の虞が大きいと思はれるときにはこの限りでない。

(一) 著しく薬癩瘡に陥つてゐる者

(二) まん延性の皮膚病にかかつてゐる者で、種痘による

預防接種施行心得

一七五

預防・保健法規編

り障礙を來す虞のある者

(三) 重症患者又は熱性病患者

九 初生児の種痘

痘そう感染の虞が大きいと思はれるときには初生児に出生の當日種痘を行つても差支がない。

十 手指の消毒

種痘の施行に當る者はその前に手指を消毒しなければならない。

十一 種痘用器具の消毒

痘しよう盤及び種痘針等は使用前殺菌消毒又は蒸液消毒の後清拭、冷却、乾燥させ、種痘針の消毒は必ず消毒者一人ごとにこれを行わなければならない。

十二 痘苗の注出

痘しよう盤が冷却、乾燥するのを待つて毛細管から一時に痘苗を盤上にうつし盡し、使用前によくかくはん混和しなければならぬ。

十三 接種部位

接種部位は、通常上はく伸側とし、第一期の種痘は右側、第二期、第三期及びその他の種痘は左側とする。(預防接種法第十條第一項の第一號、第二號及び第三號の規

一七六

定による種痘をそれぞれ第一期、第二期及び第三期の定期種痘という。

なお再接種のときの接種の部位は痘こんからなるべく離れた方がよい。

十四 接種部位の消毒

接種部位は、衣類による緊迫のないことを確かめてから、アルコールアセトン又はエーテルで消毒しなければならない。アルコールの場合には、相當強く絞つたアルコール綿で消毒するのがよく、その後乾燥するまで待つて接種しなければならない。以上の消毒の代りに石けんと湯を用いて充分に清拭するだけでもよい。

十五 接種の方法

左の(一)又は(二)の方法による。

(一) 亂刺法

局所の皮膚を緊張し、所要の痘苗を塗つた後、亂刺針をほぼ接種皮膚面に對して平行に持ち、針先を以て直徑三糎から五糎までの皮膚面を強く壓するよう亂刺する。

亂刺の回数は第一期種痘では一〇回から一五回までとし、それ以外の種痘では一五回から二〇回までとす

る。なお亂刺の際、皮膚面を充分に傷つけなければならぬが出血しない程度とする。

(二) 切皮法

局所の皮膚を緊張し、所要の痘苗を塗つた後その部位に種痘針を以て長さ五耗の大きさに切皮し種痘針の平面で痘苗をすり込む。切皮はなるべく出血しない程度とする。出血量の多いときは別の個所に更に接種を行う。切皮は十字別とし各切皮の間隔は二種とする。

十六 接種法

亂刺法では一箇とし、切皮法では第一期定期接種のときは二箇、その他のときは四箇とする。

十七 種痘の検診

(一) 検診成績

(イ) 「完全痘ぼう」種痘施行の日から起算して、第六日から第八日までの間において検診した場合、痘ぼうのある定型的な水ぼう又は膿ぼうを認めたとをいう。

(ロ) 「不全痘ぼう」種痘施行の日から起算して、第六日から第八日までの間において検診した場合、痘ぼうを伴う丘しん又は結節を認めたとをいう。

種痘法施行規則第六條の規定による、痘ぼう、シフテリア、腸チフス、パラチフス、發しんチフス及びコレラの種痘接種施行心得

一七七

豫防・保健法規

一七八

(四) 入浴は高熱のある期間以外は差し支えない。その際接種部位をこすらない。

十九 他の豫防接種との關係

便宜のため同じ時に、同じ人に對して他の豫防接種を一箇だけあわせ行つてもよい。

シフテリア豫防接種施行心得

一 施行時期

定期の豫防接種は毎年少くとも二回、およそ三月から六月まで及び九月から十二月までの間に施行しなければならない。

二 使用トキソイド

生物學的製劑製造檢定規則(昭和二十二年厚生省令第三十二號)による檢定に合格したシフテリアトキソイドを使用しなければならない。

三 トキソイドの貯藏法及び有効期間

師氏二度から五度までの温度において保存し、その有効期間は檢定合格の日から二箇年以内とする。

四 接種法、接種回数及び接種間隔

(一) 生後六箇月から生後十二箇月(第一期)の者には第一回〇・五瓏、第二回一〇・〇瓏、第三回一〇・〇瓏を各

(ハ) 「免疫反應」種痘施行の日から起算して、第二日から第三日までの間において検診した場合、發赤、丘しん乃至しう膜を認めたとをいう。

(ニ) 「陰性」検診成績が前記各號のいずれにも該當しないものをいう。

(一) 豫防接種法第十條第八項による再種痘種痘檢診の結果陰性の場合には、その後直ちに更に一回種痘を行わなければならない。

(三) 検診時の注意

検診は充分に照明された室内で行い、その時反應部位を寒氣にさらしたり、暖爐にかざしたりしてはならない。

十八 受痘者に對する注意

施行醫師又は當該吏員は、受痘者又は、その保護者に對し次の事項について注意を與えなければならない。

(一) なるべく種痘前に入浴し、清潔な肌着を着用する。

(二) 接種部位は接種後およそ十分から十五分までの間そのままに露出してから着衣する。この際火氣、直射日光にさらさない。

(三) 接種後は通常局所にはり帶する必要はない。

シフテリア、腸チ

一七七

四週間から六週間までの間隔で皮下に注射する。

(一) 小學校入學前六箇月以内(第二期)、小學校卒業前六箇月以内(第三期)の者及びその他の時期に追加免疫を行う者には一〇瓏を一回皮下に注射する。

(附記) シツク反應檢査及びモロー反應檢査は一般には、これを行わないものとする。

五 實施者の一般的注意

常に丁寧な態度で實施に當り、いやくも被接種者の取扱が粗雑に流れないよう注意しなければならない。急いで實施する場合でも醫師一人について一時間に注射する人数はおよそ一五〇人とする。

六 注射場

充分に廣くて明るく清潔な場所を選び、換氣、室温等に注意しなければならない。

七 豫診

豫防接種施行前に、被接種者の健康状態を尋ね、必要がある場合には診察を行わなければならない。

八 禁忌

脚氣、心臓又は腎臓の疾患で相當な疾病がある者及び胸腺淋巴體質の疑がある者等に對しては豫防接種を行つ

てはならない。

九 手指の消毒

預防接種の施行に當る者はその前に手指を消毒しなければならぬ。

十 接種用器具の消毒

注射器及び注射針は使用前煮沸によつて消毒することとし、やむを得ない場合でも、先ず五%石炭酸水で消毒し、次いで〇・五%石炭酸水又は滅菌水を流して洗つたものを使用しなければならぬ。注射針の消毒は必ず接種者一人ごとにこれを行わなければならない。

十一 トキソイド取扱上の注意

トキソイドの容器を開封したり、トキソイドを吸い上げる時等に汚染の起らないよう栓、瓶口、手指等の消毒を特に充分に行わなければならない。

十二 接種部位の消毒

接種部位(通常上はく伸側)は、ヨードチンキで充分に消毒しなければならない。

(附記) シフテリアの預防接種ではその接種箇所が他のものに比べ、後で化膿しやすいから接種部位のみでなくすべて消毒は嚴重にしなければならない。

預防接種法施行規則第六條の規定による、痘そう、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、炭疽、レンヂフス及びコレラの預防接種施行心算

一七九

十三 トキソイドの振とう

明ばんトキソイドの場合は、使用前に必ずその容器を振とうしてトキソイドのこん濁を均等にしなければならぬ。

十四 接種時の注意

注射針の先端を皮下にせん刺し、軽く吸引を行つて針先が血管内にせん入していないことを確めた後、藥液を注射しなければならない。

十五 預防接種の副反應

注射後、時によつて局所の發赤、しゅ腫、疼痛や發熱等が現われることがあるが二、三日中には消退する。

十六 他の預防接種との關係

便宜のため、同じ時に同じ人に對して他の預防接種を一種だけ行つてもよい。

腸チフス、パラチフス預防接種施行心得

一 施行時期

定期の預防接種は、毎年およそ四月から六月までの間に施行しなければならない。

二 使用ワクチン

生物學的製法製造檢定規則(昭和二十二年厚生省令第

預防・保健法見解

一八〇

三十二號)による檢定に合格した腸チフスパラチフス混

時の注意は(一)と同じである。

三 ワクチンの貯藏法及び有効期間

福氏二度から五度までの温度において保存し、その有効期間は製造年月日から一箇年以内とする。

四 接種法、接種回数及び接種間隔

(一) 初回免疫を行う者には第一回〇・五瓩、第二回一・〇瓩、第三回一・〇瓩を五日から十日までの間隔を以て皮下に注射する。但し、小學校兒童に對しては右量のおよそ十分の七を、又學齡以下の幼兒に對しては同じく二分の一を用いる。

身體虛弱者及び本接種に對し特に反應の強い者等に對しては、一回〇・一瓩を五日から十日までの間隔を以て三回皮下に注射する。この際にワクチンが皮下に注射せられないよう特に注意しなければならない。

(二) 追加免疫を行う者には一・〇瓩を一回皮下に注射する。小學校兒童及び學齡以下の幼兒に對するワクチン減量の割合は初回免疫の場合に準ずる。

身體虛弱者並びに本接種に對し特に反應の強い者等に對しては〇・一瓩を一回皮下に注射する。皮下注射

五 實施者の一般的注意

常に丁寧な態度で實施に當り、いやしくも接種者の取扱が粗雑に流れないよう注意しなければならない。急いで實施する場合でも、醫師一人について一時間に接種する人数はおよそ一五〇人とする。

六 注射場

充分に廣く明るく清潔な場所を選び、換氣、發熱等に注意しなければならない。

七 豫診

預防接種施行前に接種者の健康状態を尋ね、必要がある場合には診察を行わなければならない。

八 禁忌

有熱患者、心臓並びに血管系、腎臓その他内臓に異常のある者、結核、糖尿病、脚氣、病後衰弱者、胸腺淋巴體質の疑がある者、妊産婦(妊娠第六箇月までの妊婦を除く。)等に對しては接種を行つてはならない。

九 手指の消毒

預防接種の施行に當るものは、その前に手指を消毒しなければならない。

十 接種用器具の消毒

注射器及び注射針は使用前煮沸によつて消毒することとし、やむを得ない場合でも先ず5%石炭酸水で消毒し、次いで0.5%石炭酸水又は滅菌水を通して洗つたものを使用しなければならぬ。注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとにこれを行わなければならない。

十一 接種部位の消毒

接種部位（通常上はく伸側）はヨードチンキ又はアルコール等で十分に消毒しなければならない。
十二 ワクチンの振とう

使用前に必ずワクチン容器を振とうしてワクチンのこみ濁を均等にしなければならぬ。

十三 接種時の注意

注射針の先端を皮下にせん刺し、軽く吸引を行つて、針先が血管内にせん入していないことを確かめた後、薬液を注射しなければならない。

十四 接種後の注意

接種後を受けた者は接種當日及び翌日はなるべく安静を守り、劇動、入浴、飲酒等を控へなければならぬ。

十五 預防接種の副反應

預防接種法施行規則第六條の規定による、痘そう、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、發しんチフス及びコレラの預防接種施行心得

預防・保健法規綱

いで實施する場合でも醫師一人について一時間に注射する人数はおよそ一五〇人とする。

五 注射場

充分に廣く明く清潔な場所を選び、換氣、室温等に注意しなければならない。

六 預診

預防接種施行前に被接種者の健康状態を尋ね、必要がある場合には診察を行わなければならない。

七 禁忌

卵卵に對し特異體質を有する者、有熱患者、心臓並びに血管系臓器その他内臓に異常のある者、糖尿病、脚氣、病後衰弱者、胸腺淋巴體質の疑がある者、妊娠婦（妊娠第六箇月までの妊娠を除く。）五歳以下の者等に對しては、接種を行つてはならない。

八 手指の消毒

預防接種の實施に當る者は、その前に手指を消毒しなければならない。

九 接種用器具の消毒

注射器及び注射針等は使用前煮沸によつて消毒することとし、やむを得ない場合でも先ず5%石炭酸水で消毒

局所反應としては接種後局所の發赤、しゅ腫、疼痛等を認めることがあり、全身反應としては悪寒、發熱、頭痛、全身けん怠、又、時にはめまい、おう吐、下痢、腹痛、關節痛、發しん等を認めることがあるが、いずれも二、三日中には消退する。

發しんチフス預防接種施行心得

一 使用ワクチン

生物學的製劑製造檢定規則（昭和二十二年厚生省令第三十二號）による檢定に合格した發しんチフスワクチンを使用しなければならない。

二 ワクチンの貯藏法及び有効期間

瓶民二度から一〇度までの温度において保存し、その有効期間は販賣年月日から一年六箇月以内とする。

三 接種量、接種回数及び接種間隔

初回免疫を行う者には第一回及び第二回各一〇毫を七日から十日までの間隔で皮下に注射し、追加免疫を行う者には一〇毫を一回皮下に注射する。

四 實施者の一般的注意

常に丁寧な態度で實施に當り、いやくも被接種者の取扱が粗雑に流れないよう注意しなければならない。急

取扱が粗雑に流れないよう注意しなければならない。急

し、次いで0.5%石炭酸水又は滅菌水を通して洗つたものを使用しなければならない。注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとにこれを行わなければならない。

十 接種部位の消毒

接種部位（通常上はく伸側）はヨードチンキ又はアルコール等で十分に消毒しなければならない。

十一 ワクチンの振とう

使用前に必ずワクチン容器を振とうして、ワクチンのこみ濁を均等にしなければならぬ。

十二 接種時の注意

注射針の先端を皮下にせん刺し、軽く吸引を行つて、針先が血管内にせん入していないことを確かめた後、薬液を注射しなければならない。

十三 接種後の注意

接種を受けた者は接種當日及び翌日はなるべく安静を守り、劇動、入浴、飲酒等をさし控へなければならぬ。

十四 預防接種の副反應

局所反應としては接種後局所の發赤、疼痛等を認めることがあり、全身反應としては悪寒、發熱、頭痛、全身けん怠等を認めることがあるが、いずれも二、三日中に

は消退する。

一 コレラ預防接種施行心得

生物學的製劑製造檢定規則（昭和二十二年厚生省令第三十二號）による檢定に合格したコレラワクチンを使用しなければならぬ。

二 ワクチンの貯藏法及び有効期間

爾氏二度から五度までの溫度において保存し、その有効期間は製造年月日から一箇年以内とする。

三 接種法、接種回数及び接種間隔

第一回〇・五瓵、第二回一・〇瓵を通常五日から七日までの間隔で皮下に注射する。但し、小學校児童に對しては右の量のおよそ十分の七を用い、又學齡以下の幼児に對しては同じく二分の一を使用する。

四 實施者の一般的注意

常に丁寧な態度で實施に當り、いやしくも被接種者の取扱が粗雑に流れないよう注意しなければならない。急いで實施する場合でも醫師一人について一時間に接種する人数はおよそ一五〇人とする。

五 注射場

預防接種法施行規則第六條の規定による、痘、瘧、ジフテリア、腸チフス、バラチフス、發しんチフス及びコレラの預防接種施行心得

充分廣く明るく清潔な場所を選び、換氣、室温等に注意しなければならない。

六 豫診

預防接種施行前に被接種者の健康状態を尋ね、必要がある場合には診察を行わなければならない。

七 禁忌

有熱患者、心臟並びに血管系、腎臓その他内臓に異常のある者、結核、糖尿病、脚氣、病後衰弱者、胸腺淋巴體質の疑ある者、妊娠婦（妊娠第六箇月までの妊婦を除く）、乳兒等に對しては接種を行つてはならない。

八 手指の消毒

預防接種の施行に當る者はその前に手指を消毒しなければならない。

九 接種用器具の消毒

注射器及び注射針等は使用前煮沸によつて消毒し、やむを得ない場合でも先ず五％石炭酸水で消毒し、次いで〇・五％石炭酸水又は滅菌水を通して洗つたものを使用しなければならない。注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとにこれを行わなければならない。

十 接種部位の消毒

接種部位の消毒

預防・保健法規程

一八四

接種部位（通常上はく伸側）はヨードチンキ又はアルコール等で充分消毒しなければならない。

十一 ワクチンの振とう

使用前必ずワクチン容器を振とうして、ワクチンのこん濁を均等にしなければならぬ。

十二 接種時の注意

注射針の先端を皮下にせん刺し、軽く吸引を行つて、針先が血管内にせん入していないことを確かめた後、藥液を注射しなければならない。

十三 接種後の注意

接種を受けた者は接種當日及び翌日はなるべく安静を守り、悶熱、入浴、飲酒等をさし控へなければならない。

十四 預防接種の副反應

局所反應としては接種後局所の發赤、しゆ腫、疼痛等を認めることがあり、全身反應としては悪寒、發熱、頭痛、全身けん怠、又時にめまい、おう吐、下痢、腹痛、腰痛、關節痛、發しん等が認められることがあるが、いずれも二、三日中には消退する。